その他告示

○農林水産省告示第千七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県嬉野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百七十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年十一月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5315	株式会社サクライ	東京都江東区有明三丁目五番七号　TOC有明九階	令和七年七月三十日から令和八年七月二十九日まで

○国土交通省告示第千十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県東筑摩郡筑北村坂井の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°26′30.5096″	138°03′45.0985″
2	36°26′29.5941″	138°03′44.1132″
3	36°26′28.5492″	138°03′44.6718″
4	36°26′28.2768″	138°03′44.4151″
5	36°26′28.2666″	138°03′43.3755″
6	36°26′26.4668″	138°03′41.5479″
7	36°26′25.6608″	138°03′39.7016″
8	36°26′26.6248″	138°03′39.7606″
9	36°26′27.7836″	138°03′40.3036″
10	36°26′29.6958″	138°03′40.8239″
11	36°26′30.5433″	138°03′40.3661″
12	36°26′30.9834″	138°03′40.7433″
13	36°26′30.9122″	138°03′42.7492″
14	36°26′31.4943″	138°03′43.6123″

○国土交通省告示第千十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷山川北谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡神河町大畑

字前ノ上　七七六番三八　一号

地先水路敷　七七六番一六　二号及び三号

七七六番二四　四号から八号まで

七七六番二四　九号及び十号

地先水路敷　七七六番一四　十一号及び十二号

七七六番二三　十三号

地先水路敷　七七六番一四　十四号から十八号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東尾友西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県姫路市家島町坊勢

字東尾友　六八八番　一号から十八号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高柳川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県養父市八鹿町高柳

字万々谷　一二三三番　一号

一二二九番一　七号

字切サコ　二八五一番一　二号及び三号

二八四八番　四号

二八四七番　五号

二八四四番　六号

○国土交通省告示第千十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之